

民間ビル内市役所機能維持の考え方について

去る3月11日の東日本大震災により、市役所機能が入居する民間ビルにおいても、什器類の転倒などの被害があったことから、今後、次のような考え方で、必要な検討・調整を進めていきます。

1 検討の進め方

市役所機能が入居する民間ビル17棟について、建築基準法等に基づく「耐震性能」に、東日本大震災の「揺れによる被害の大小」の要素を加味して分類し、今後の対応について整理しました。（裏面、資料「民間ビル評価一覧」）

また、災害発生時に市役所の各部署が、速やかに応急対策業務を行うことにも配慮して、民間ビル内における市役所各部署の配置の考え方を整理しました。

2 配置の考え方

- （1）市役所の各部署は、昭和56年に改正された「建築基準法」に基づく新耐震基準を満たす民間ビルまたは耐震改修工事を完了した民間ビルに配置します。
- （2）＊発災直後の優先度が特に高い業務を担う部署は、原則として、耐震性能が高く揺れにくい建物（免震、制震構造の建物等）や、耐震性能を満たす建物の下層階（概ね5階以下）などに配置します。

【参考】発災直後の優先度が特に高い業務の例

※災害対策本部、道路啓開、上下水道の応急対策

3 民間ビルごとの今後の対応

- （A）耐震性能を満たしていない関内駅前第一ビル・関内駅前第二ビル・第一総業ビル・産業貿易センタービルについては、横浜市耐震改修促進計画（27年度末までに公共建築物の耐震化率100%を目標としている）に準じて、所有者に対し27年度末までに耐震改修工事を完了するよう求めます。なお、実施の可否についての回答を23年度末までに求め、実施しない場合は、新たに民間ビルにスペースを確保し、移転を進めます。
- （B）耐震性能を満たしているが、今回の地震の揺れによる被害の大きかった関内中央ビル・横浜関内ビル・横浜朝日会館については、使用を継続しますが、什器の適正配置や固定強化を徹底します。また、発災直後の優先度が特に高い業務を行うスペースについて、現位置ではその業務継続性に支障をきたすと考えられる場合には、当該スペースのビル内での再配置等について、各局と調整しながら進めます。
- （C）その他の民間ビルについては、耐震性能を満たしているうえ、今回の地震の揺れによる被害も小さかったことから、使用を継続します。

民間ビル評価一覧

資料

対象建築物	建築年 構造 階数	本市借上階	対象局	耐震診断結果と その後の対応	揺れに よる被害	分類
関内駅前第一ビル	S45 RC 8階	2～5階	経済局 環境創造局 会計室 教育委員会 会議室等	改修必要 ⇒未実施	なし	A
関内駅前第二ビル	S48 RC 7階	2～6階	健康福祉局 監査事務局 選挙管理委員会 会議室等	改修必要 ⇒未実施	小	
第一総業ビル	S47 SRC (一部RC) 9階	2～5階	政策局 総務局 財政局 会議室等	改修必要 ⇒一部実施	なし	
産業貿易センタービル	S50 SRC 10階	4～6階	港湾局	改修必要 ⇒一部実施	小	
関内中央ビル	S47 SRC 10階	1～10階	財政局 健康福祉局 環境創造局 道路局 水道局 交通局 会議室等	改修必要 ⇒改修工事完了 (H10)	大	B
横浜関内ビル	S54 SRC 11階	3～11階	市民局 道路局	改修不要	大	
横浜朝日会館	S50 SRC 8階	7階	人事委員会	改修必要 ⇒改修工事完了 (H20)	大	
松村ビル	S49 SRC 8階	3～8階	資源循環局 共済組合	改修不要	小	C
松村ビル別館	S57 SRC 8階	4～6階	総務局 会議室等	新耐震基準後 の建築物	なし	
JNビル	H19 S(一部RC) 14階	4～7階	建築局	新耐震基準後 の建築物	なし	
関内新井ビル	S63 SRC 11階	5～6階	政策局 文化観光局 こども青少年局	新耐震基準後 の建築物	なし	
尾上町ビル	S61 SRC 9階	6階	健康福祉局	新耐震基準後 の建築物	なし	
昭和シェル山下町ビル	H01 SRC 9階	3～7階	建築局	新耐震基準後 の建築物	なし	
住友生命横浜関内ビル	S58 SRC 9階	5階	こども青少年局	新耐震基準後 の建築物	なし	
テーオービル	S63 RC 8階	2階	総務局	新耐震基準後 の建築物	なし	
横浜馬車道ビル	S63 RC 9階	3階	財政局	新耐震基準後 の建築物	なし	
横浜メディア・ビジネス センタービル	H16 S 13階	7階	経済局	新耐震基準後 の建築物	なし	